

京都市敬老乗車証条例の一部を改正する条例(平成18年12月28日京都市条例第22号)(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)

道路運送法の一部改正に伴い、第1種敬老乗車証を利用することができる公共交通機関を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において自家用自動車を有償で運送の用に供することにつき国土交通大臣の許可を受けた者であって市長が定めるものが運行する自家用自動車	1の市町村の区域内の住民の運送等を行うため自家用自動車を有償で運送の用に供することにつき国土交通大臣の登録を受けた市町村、特定非営利活動法人等であって市長が定めるものが運行する自家用自動車

この条例は、平成18年12月28日から施行することとしました。

京都市敬老乗車証条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第22号

京都市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

京都市敬老乗車証条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「第80条第1項ただし書」を「第79条」に、「許可を受けた者」を「登録を受けた者（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）附則第5条の規定により道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）」に、「第78条第1項前段」を「第78条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)